

宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業見直しにかかるQ&A【第1版】

更新日：令和7年3月7日

No.	種別	区分	内容	回答	受付日
1	通所型サービス	報酬・加算	令和7年4月より支援2の週1回利用が選択可能となっているが、その場合は支援1と同じ単位数の請求となるのか？	ご認識の通り、要支援2の方が週1回の利用を選択された場合は、週1回程度の単位数（1,798単位）に変更となります。変更後のサービスコードは近日中に公開予定です。	2月25日
2	通所型サービス	運用に関すること	事業対象者の利用に関して経過措置として1年間は週2回利用が可能とあるが、他市では必要と認めた場合には継続して2回の利用を可能としている所もあるが宝塚市は事業対象者は週1回しか認めないという事でしょうか。	ご認識の通りです。	2月25日
3	自立支援インセンティブ事業	運用に関すること	自力支援サービスプロセス加算の算定要件の運動、栄養、口腔の評価、指導、助言の期間、回数、帳票を具体的に教えていただきたい。	運動・栄養・口腔すべての項目で、月1回、実施状況を確認し、評価・助言を実施してください。帳票の指定はありません。	2月26日
4	自立支援インセンティブ事業	運用に関すること	栄養については管理栄養士との連携以外の方法はありませんか？アプリを使用するなど	必ずしも連携しなければならないものではありませんが、連携が難しい場合にデイが活用できるシートやプログラム等を公開する予定です（令和7年4～5月頃）。	2月26日
5	自立支援インセンティブ事業	報酬・加算	要支援から非該当になる場合、本人がサービス利用継続を望まれ、基本チェックシートにより事業対象者となる場合も、インセンティブの対象となりますか。	プロセス加算は対象となりますが、アウトプット加算は対象外となります。	2月28日
6	通所型サービスA	報酬・加算	基本報酬は回数制でしょうか。総合事業と同じく月包括でしょうか。	通所型サービスAは月額包括報酬制となります。	2月28日
7	基本チェックリストによる事業対象者への移行	運用に関すること	要支援者に居宅サービス計画書標準様式でプランを作成する場合、基本チェックリストと評価票の作成と地域包括支援センターへの提出は、従来通りということでしょうか。	ご認識の通りです。	3月1日
8	基本チェックリストによる事業対象者への移行	運用に関すること	事業対象者への移行時期についての質問です。 有効期限6月末切れの利用者から移行する、とありますが、有効期限が未だで支援1や2の利用者は、期限が来るまでそのまま移行しなくて良いのでしょうか？移行が必要ならばいつの時点からになるのでしょうか？	あくまで、現在、要支援1・2の認定を受け、その認定有効期間満了に伴う更新時のみ、事業対象者への移行を行います。	3月2日
9	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA	サービス内容	基本チェックリスト対象外となる介護予防サービスについての質問です。 住宅改修や購入も含まれていますが、過去に住宅改修や購入があれば介護予防サービス利用者とみなされる、すなわち事業対象者への移行は必要ないと考ええるのですか？	過去に住宅改修や福祉用具購入が実績があっても、現に介護予防サービスの利用がない場合は事業対象者への移行することになります。	3月2日
10	自立支援インセンティブ事業	サービス内容	要支援1、要支援2も事業対象者も緩和型サービスのみの提供とすることは可能でしょうか。	可能です。	3月3日
11	自立支援インセンティブ事業	サービス内容	改善して事業対象者となった場合、認定の更新時期の終わりはないが、毎年チェックリストにかけるなどはないのでしょうか？ケアマネージャーしだいとならなでしょうか。	利用者の状態を再確認するため、要支援の認定有効期間に準じ、前回の基本チェックリスト実施日（被保険者証に記載されています）より概ね4年以内を目安に再度基本チェックリストを実施することとしています。	3月3日
12	基本チェックリストによる事業対象者への移行	運用に関すること	介護予防サービスを使う希望はないが、通所型サービスを2カ所利用したい場合は要介護の認定が必要となります。その場合は事業対象者への移行は考えず、通常の更新申請をするという考え方で良いのでしょうか？	本来、そのような考え方で要介護認定を申請するものではありません。	3月3日
13	基本チェックリストによる事業対象者への移行	サービス内容	現在要支援1の方が事業対象者になった場合、これまでの週1回程度1798単位で介護予防通所型サービスを継続することはできるのですか？	継続できます。	3月4日
14	基本チェックリストによる事業対象者への移行	運用に関すること	基本チェックリストの25個の質問のうち、1つでもあてはまれば、事業対象者に該当するのですか。	1つでもあてはまれば、事業対象者に該当するのではなく、厚生労働省が定めたリスク判定基準のいずれか一つ以上、該当した場合に「事業対象者」と判定されます。詳細は『宝塚市基本チェックリスト運用マニュアル』の11ページをご確認ください。	3月4日